

建設工事の入札参加及び施工における注意事項について

埼玉西部消防組合

このことについて、次の事項を遵守すること。

1 法令等の遵守について

- (1) 入札参加者は、建設業法等の法令を遵守するとともに埼玉西部消防組合契約規則、埼玉西部消防組合建設工事請負制限付一般競争入札（紙入札・事後審査型）実施要領、埼玉西部消防組合建設工事請負制限付一般競争入札（電子入札・事後審査型）実施要領、建設工事請負契約約款、図面、設計書、仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。）、埼玉西部消防組合競争入札参加者心得、公告又は指名通知の記載事項、入札等に関する注意事項及び現場を熟知の上、入札しなければならない。また、電子入札（インターネットを利用して入札を行うものをいう。）については、前記のほか埼玉西部消防組合公共工事等電子入札運用基準を熟知の上、入札しなければならない。
- (2) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第22条に規定する一括下請行為等に抵触する行為を行ってはならない。
- (4) 建設産業における所定労働時間については、労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づき、工事の施工に当たっては、建設現場の就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減するなどの方法を通じて、週所定労働時間40時間制に努めなければならない。
- (5) 組合が発注する建設工事は、農林水産省及び国土交通省が公共工事の工事費の積算に用いるための公共工事設計労務単価（2省協定労務単価）に基づく埼玉県の単価表等により積算していることから、この点に十分留意し、労働者の適切な賃金の支払いについて配慮するよう努めること。

2 社会保険等への加入及び法定福利費の確保について

- (1) 建設業における社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）への加入について建設工事に係る競争入札の参加条件及び入札参加者名簿登載の必要条件として「社会保険等に加入していること」とする。
- (2) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の加入に関する下請指導について

社会保険等への加入については、必要な措置をとるよう努めるとともに、下請業者に対しても同様の対応を行うよう指導すること。

(3) 社会保険等未加入業者との一次下請契約の原則禁止について

社会保険等未加入業者との一次下請契約を原則禁止とし、契約を違反した場合は罰則（工事成績評定点の減点及び入札参加停止措置）を適用する。ただし、工事の施工が困難となる場合やその他の特別の事情があると発注者が認める場合は、発注者の指定する期間内に当該下請業者が社会保険等に参加することなどを条件に下請契約を認める。

(4) 法定福利費を明示した内訳書の提出について

公平で健全な競争環境を構築するため、建設業の社会保険等未加入対策の一環として、契約を締結するにあたり、落札業者は決定後速やかに、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示した内訳書を提出しなければならない。

下請業者との下請契約を行う場合は、標準見積書（各専門工事業団体において法定福利費を適切に見積書で明示するために作成した見積書の雛形）等により法定福利費を内訳明示した見積書の活用によって、法定福利費相当額を適切に含んだ額による下請契約に努めるとともに、下請業者に対しても同様の対応を行うよう指導すること。

3 前払金の適正使用について

前払金については、その充当できる経費が定められていることからこれを遵守すること。また、建設工事において下請契約を締結した場合においては、前払金制度の趣旨を踏まえ、下請業者に対して相応する額を速やかに前金払するよう努めること。

4 下請業者への発注について

(1) 工事の適正な施工を確保するため、下請契約を締結しようとするときは、建設産業における生産システム合理化指針を遵守し、下請業者の適正な選定、下請代金支払等の適正な履行、下請における雇用管理等への指導を行い、元請・下請関係の合理化に努めなければならない。

(2) 請負った建設工事を一括して他人に請負わせてはならない。

(3) 工事の一部を下請業者に発注しようとするときは、できる限り組合構成市（所沢市、飯能市、狭山市、入間市及び日高市）内の業者から選定するよう努めるものとする。

(4) 下請契約を締結したときは、下請負人通知書を工事担当課等に提出しなければならない。また、当該下請契約の金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、工事現場に備え置くとともにその写しを工事担当課に提出しなければならない。さらに、施工体制台帳を作成した場合は、工事現場における施工の分担関係を明示した施工体系図を作成し、工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

(5) 下請代金が適正に支払われなければ、下請業者の経営の安定が阻害されるばかりでなく、ひいてはそれが手抜き工事、労災事故等を誘発し、建設工事の適正な施工の確保が困難になりかねないことから、工事の適正な施工と下請業者の利益保護を目的とした、下請代金についての建設業法の規定（第24条の3）を遵守し、下請代金の支払いについて適正に行うこと。

5 労働災害の防止等について

労働災害の防止対策に当たっては、工事現場の統括管理を基本とし、労働安全衛生関係法令の遵守はもとより、自主的な安全衛生活動を活性化することにより、工事現場における安全衛生水準のさらなる向上を図ること。

工事の施工に当たっては、安全衛生管理体制の整備を行うと共に、工事用機械設備に係る安全性の確保、適正な方法による作業の実施等に特段の注意をはらうものとする。

6 ダンプトラック等による過積載の防止について

工事の施工に当たって、工事資材等の運搬については過積載を行わないよう、また、過積載を行っていると思われる資材納入業者から資材の納入を受けないなどの必要な措置をとるよう努めなければならない。

7 ディーゼル車規制に適合した車両の使用について

工事の施工に当たって、工事現場で使用し、又は使用させる自動車（資機材等の搬出入を含む）は、ディーゼル車以外の自動車（ガソリン車、天然ガス車、LPG車等）又は埼玉県粒子状物質排出基準を満たしたディーゼル車としなければならない。

8 不正軽油使用の禁止について

工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む）並びに建設機械等の燃料として、地方税法（昭和25年法律第226号）及び埼玉県生活環境保全条例に違反する軽油等（以下「不正軽油」という。）を使用してはならない。また、県による使用燃料の抜き取り検査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなどの協力を行うとともに、不正軽油の使用が発見された場合には、当該燃料納入業者を排除するなどの是正措置を講じなければならない。

9 建設業退職金共済制度（建退共）への加入等について

建設業退職金共済制度の対象となる労働者を使用する場合は、勤労者退職金共済機構に加入し、所定の手続きを行うものとする。

10 コリンズへの登録について

受注時又は変更時において請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

登録対象は、請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

また、一般財団法人日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。ただし、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

11 暴力団等から不当介入等を受けた場合の報告について

組合が発注した建設工事の契約の履行に関し、暴力団又は暴力団関係者から不当介入や妨害等を受けた場合、その旨を管理者に報告しなければならない。

12 障害を理由とする差別の解消の推進について

工事の施工等に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定、内閣府）に基づき、合理的な配慮の提供に努めること。

13 地域住民等への配慮について

工事の施工等に当たっては、事前に地域住民等への説明や協議等を行うなど、地域住民等の安心・安全に向けて、十分に配慮するよう努めること。